

報告案件資料

1. 利根川・江戸川直轄河川改修事業
(江戸川高規格堤防整備事業(高谷Ⅱ期地区))
2. 武蔵水路改築事業

令和3年1月18日

国土交通省 関東地方整備局

フォローアップ委員会での審議について

第2回利根川水系利根川・江戸川河川整備計画
フォローアップ委員会



■第2回利根川水系利根川・江戸川河川整備計画フォローアップ委員会 令和3年1月8日 実施

①利根川・江戸川直轄河川改修事業 (江戸川高規格堤防整備事業(高谷Ⅱ期地区)) 再評価

事業継続。江戸川高規格堤防整備事業(高谷Ⅱ期地区)を、まちづくりと一体となって実施することが妥当と考えられる。

第29回関東地方ダム等管理
フォローアップ委員会



■第29回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会 令和2年12月7日 実施

②武蔵水路改築事業 (水資源機構案件) 事後評価

今後の事業評価及び改善措置の必要性、同種業務の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと思われる。

利根川・江戸川直轄河川改修事業 (江戸川高規格堤防整備事業(高谷Ⅱ期地区))

1. 目的

・高規格堤防は、ふつうの堤防と比較して幅を広く(堤防の高さの30倍程度)なだらかな勾配で堤防を整備することにより、計画規模を越える大規模な洪水でも堤防が決壊することを防止する。

2. 事業概要

事業箇所: 千葉縣市川市上妙典地先(江戸川L0.5km付近)
事業期間: 令和3年度～令和9年度(予定)
全体事業費: 約3.3億円

3. 事業の進捗状況等

・高谷Ⅱ期地区は、旧清掃工場である西浜清掃工場(ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設)として利用されていた場所で、現クリーンセンターの老朽化(H6.4供用開始)に伴い、当該地での建て替えが予定されており、高規格堤防との一体整備を行う事で調整を進めてきている。
・令和3年度より、市川市において施設整備に向けた事業者選定の手続きが開始される予定。

■建設計画地



■施設イメージ (案)



※次期クリーンセンター施設整備基本計画より
(市川市: H29.3)

4. 事業の効果等

・江戸川左岸0.5kmで超過洪水が起こった場合に想定される堤防決壊による家屋等の浸水被害を解消。
・浸水しない高台としても利用が可能となり、地域防災力の向上に資するものとなる。

5. 事業の投資効率性

B,C: 現在価値化後

【事業全体】

総便益B: 359.1百万円 総費用C: 270.1百万円
B/C=1.3

6. 概要図



7. 対応方針(原案)

事業継続。当該地区が位置する江戸川下流部は、堤防が決壊すると甚大な被害が発生する恐れがあるため、計画規模を上回る洪水に対して決壊しない堤防である江戸川高規格堤防整備事業(高谷Ⅱ期地区)を、まちづくりと一体となって実施することが妥当と考える。

武蔵水路改築事業(事後評価)

1.目的

- ・内水排除:水路周辺の内水排除機能の確保・強化
- ・河川浄化用水の導水:荒川水系の水質改善
- ・都市用水の導水:低下した武蔵水路の機能回復及び都市用水の安定的な供給確保

2.事業概要

事業概要:水路改築(14.5km)、水門等新設、ポンプ更新
 事業期間:平成4年度～平成27年度
 総事業費:約700億円(前回:約700億円)

3.費用対効果分析の算定基礎となった要因

■費用対効果分析		※総便益(B)、総費用(C):現在価値化後	
項目	事後評価時(令和2年度)	再評価時(平成23年度)	主な要因
総便益(B)	1,957億円	2,185億円	・公共施設被害額の算定比率の減 等
総費用(C)	385億円	357億円	・実績に基づく維持管理費の見直し 等
B/C	5.1	6.1	

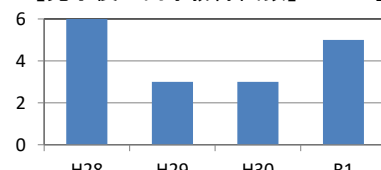
6.概要図



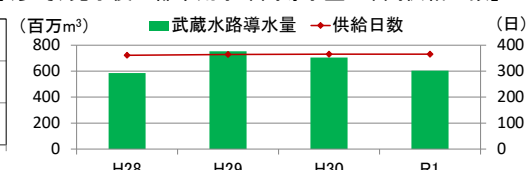
4.事業効果の発現状況

- ・内水排除:年平均4.3回実施
- ・水質改善:新河岸川のBOD低下に寄与
- ・都市用水:年間約662百万m³導水(参考として記載)

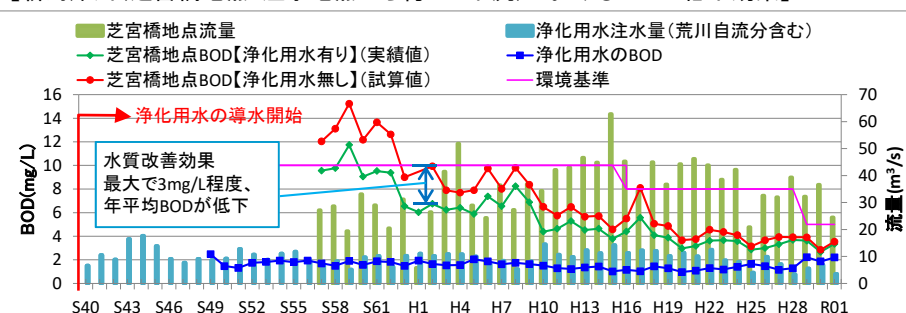
【完了後の内水排除回数】



【(参考)完了後の都市用水年間導水量と年間供給日数】

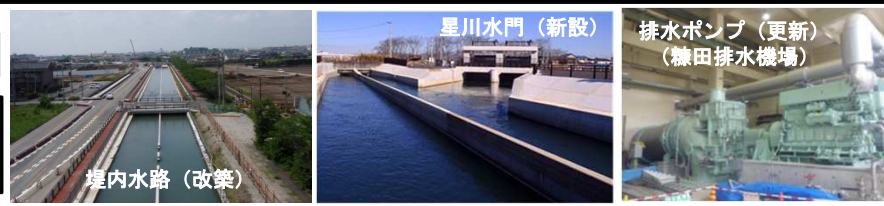


【新河岸川(芝宮橋地点:注水地点から約6km下流)におけるBODの低下効果】



5.事業実施による環境の変化及び社会経済情勢の変化

- ・事業実施による周辺環境の影響など、大きな環境変化はみられなかった。
- ・社会経済情勢の変化として、隣接自治体(行田市、鴻巣市)の人口は微減している。(H12年度:約21万人 R2年度:約20万人)



7.今後の事業評価及び改善措置の必要性、同種業務の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

- ・本事業は目的を果たしているものと判断し、事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性はないものとする。事後評価の結果、現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと思われる。